

公立大学法人奈良県立大学入学考査料免除規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学料金規程（以下「料金規程」という。）第17条に基づき、入学考査料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

第2条 入学考査料の免除の対象となる者は、奈良県立大学への入学を志願する者（科目等履修生を除く。以下「志願者」という。）又はその主たる学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 志願者又は学資負担者のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されている地域で被災し、所有する住家が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した者
- (2) 学資負担者のうち、災害救助法が適用されている地域で被災し、死亡又は行方不明となった者
- (3) その他理事長が特に必要と認める者

2 入学考査料の免除の対象となる入学試験は、出願期間の最終日が当該災害の発生した日から起算して1年以内のものとする。

(申請)

第3条 入学考査料の免除を受けようとする者は、出願時において、入学考査料免除申請書（第1号様式）に被災による納付困難な事情を認定するに足りる居住地の市区町村長等の証明書等（以下「証明書等」という。）を添えて、理事長に申請するものとする。

2 出願後に被災した者であって入学考査料の免除を受けようとするものは、出願期間の最終日まで、入学考査料免除申請書（第1号様式）に証明書等を添えて理事長に申請するものとする。

3 前2項の場合において、証明書等の提出ができない者は、入学考査料を納付した上で、出願期間の最終日まで、入学考査料免除申請書（第1号様式）により理事長に申請するものとする。

4 前項の場合において、証明書等の発行を受けた後は、速やかに理事長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 入学考査料の免除の決定は、前条の申請に基づき理事長が行う。

2 前条第3項に該当する者に対する前項の決定は、証明書等の提出を受けて行うものとする。

3 入学考査料の免除の決定がされなかった者は、納入すべき入学考査料を理事長が指定

する期間に納付しなければならない。

(決定の取消し)

第5条 入学考査料の免除を決定された者について、申請に関しての虚偽の事実が判明したときは、理事長は決定を取り消すこととする。

2 前項の規定により、入学考査料の免除の決定が取り消された者は、納入すべき入学考査料を理事長が指定する期間に納付しなければならない。

(免除の額)

第6条 入学考査料の免除の額は、料金規程第5条に定める入学考査料の全額とする。

(返還の手続)

第7条 既に入学考査料を納付した者であって、第4条第1項による入学考査料の免除の決定を受けた者は、返還請求書(第2号様式)を理事長に提出することにより、入学考査料の返還を受けるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。